

2026年6月3日

各位

会社名 ミモザ株式会社
(コード番号 191A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役会長 清水 亨
問合せ先 常務取締役 清野 祐司
T E L 03-5796-0630
U R L <https://mimoza-care.com/>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年6月3日開催の臨時取締役会において、2026年6月29日開催予定の第27回定時株主総会において「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」及び「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。TOKYO PRO Market (以下「TPM」) に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請することになります。

記

1. 上場廃止の件

(1) 上場廃止申請を行う目的および理由

当社は、2024年6月18日に TPM へ上場いたしました。TPM 上場により、当社の認知度、信頼性が向上し事業の発展に寄与できたと考えており上場以来安定した成長を続けてまいりました。

しかしながら業界を取り巻く環境の変化や、当社が目指す更なる成長を実現するためには、迅速かつ柔軟な意思決定が求められます。このような状況のもと、当社は TPM 上場により成長を図るための基盤を構築でき、信用力向上、内部管理体制の整備等、当初掲げた目的を一定程度達成したと認識しております。

今後、事業環境の変化が加速する中、更なる事業基盤の強化及び規模拡大並びに企業価値の向上を目指すにあたり、経営の効率化や迅速な意思決定体制の構築及び組織体制の再編成などの事業改革を進めるためには、より一層スピード感のある経営判断や経営の自由度が求められるため、上場廃止申請を行うことが当社の中長期的な企業価値向上に資するという判断に至りました。

(2) 定時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会において、「TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件」を付議する予定です。

(1)	招集通知発送予定日	2026年6月12日(金曜日)
(2)	定時株主総会開催予定日	2026年6月29日(月曜日)
(3)	上場廃止申請書の提出予定日	2026年6月29日(月曜日)
(4)	上場廃止予定日	2026年7月28日(火曜日)

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です。「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条。

(3) 担当 J-Adviser について

今般策定した日程により当社が TOKYO PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関しては、担当 J-Adviser である株式会社日本 M&A センターからは、上場廃止までの間は担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であるとの説明を受けております。

2. 定款一部変更の件

(1) 定款変更の理由

本定時株主総会において、上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決された場合には、所定の手続きを経て当社株式は上場廃止となるため、非公開化に向けた定款の一部変更を行うものであります。

本定款一部変更は、上場廃止申請に係る議案が原案とおり承認可決されることを条件として、2026年7月30日に効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 4 条 (条文省略)	第 1 条～第 4 条 (現行どおり)
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 <u>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	第 5 条 <u>当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 (条文省略)	第 6 条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p><u>(自己の株式の取得)</u> <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第8条から第9条</u> (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第10条から第11条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第12条から第16条</u> (条文省略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(株式の譲渡制限)</u> <u>第7条 当社の株式を譲渡し、または取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(相続人等に対する売渡しの請求)</u> <u>第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>第9条から第10条</u> (現行どおり)</p> <p><u>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</u> <u>第11条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第12条から第13条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p><u>第14条から第18条</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第18条から第27条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第28条から第36条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第37条から第40条</u> (条文省略)</p>	<p><u>(参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p><u>第19条</u> 当社は、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第20条から第29条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第30条から第38条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第39条から第42条</u> (現行どおり)</p>

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日

2026年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日

2026年7月30日(予定)

以上